

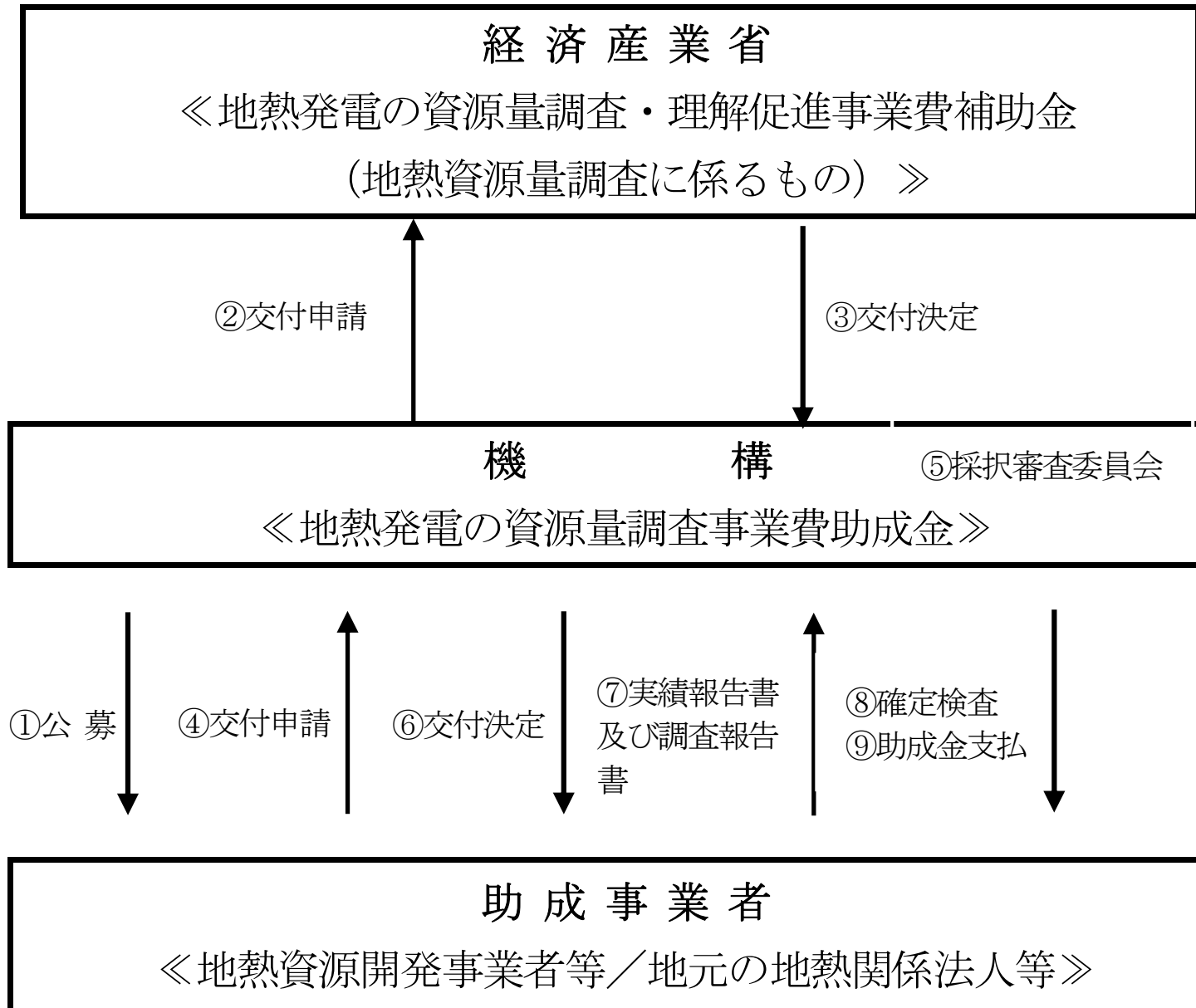
令和3年度 地熱発電の資源量調査事業費助成金交付事業 公募説明

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
地熱統括部

地熱開発プロセスにおける助成金交付制度



助成金交付事業のスキーム



調査内容と助成率

助成対象経費の区分	調査内容	地熱資源開発事業者等			地元の地熱関係法人等		
		大規模開発 ^{〔※1〕}		大規模開発以外	大規模開発 ^{〔※1〕}		大規模開発以外
		重点開発検討地域 ^{〔※2〕}	重点開発検討地域以外		重点開発検討地域 ^{〔※2〕}	重点開発検討地域以外	
地表調査等事業費 〔※5〕〔※6〕	地表調査(文献調査、地質調査、物理探査、地化学探査、地温測定調査 ^{〔※3〕} 等)に要する経費	2 / 3 以内			3 / 4 以内		
	環境事前調査に要する経費 ^{〔※7〕}	10 / 10 以内			10 / 10 以内		
坑井掘削等事業費 〔※5〕〔※6〕	坑井掘削(噴気試験 ^{〔※4〕} を行うものを除く。)による坑井掘削費、坑井調査費、附带工事費等に要する経費	3 / 4 以内	2 / 3 以内	1 / 2 以内	3 / 4 以内		
	既存温泉への影響を把握するためのモニタリング調査(モニタリングのための坑井掘削を含む。)に要する経費 ^{〔※7〕}	10 / 10 以内			10 / 10 以内		

〔※1〕 「大規模開発」とは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必須とされる規模のうち、国が示した規模(3万kW程度以上)の開発計画を有する事業。

〔※2〕 「重点開発検討地域」とは、「大規模開発」のうち、政府が指定する地域。

〔※3〕 これまで地下の温度構造に関する調査が十分に実施されていない地域^(※)において、地熱資源の開発のために行う詳細な地温勾配の調査(帽岩の下の地温勾配が推定可能な深度500m程度まで垂直に掘削する小口径の坑井掘削を原則とし、蒸気又は熱水の噴出を伴わず、かつ、調査終了後、速やかに埋坑するものに限る。)

(※) NEDOが実施した地熱開発促進調査の調査C(精査)その他の詳細な地温勾配の調査が実施された地域以外の地域。

〔※4〕 1ヶ月超(準備作業期間を除く。)に亘って行う噴気の安定性を評価する試験。ただし、坑井掘削に付随する事業であって1ヶ月以内(準備作業期間を除く。)に噴気又は蒸気の有無を確認する試験(仮噴気試験)は対象。

〔※5〕 助成対象事業は1,000 kW以上の規模の開発計画を有する事業に限定。

〔※6〕 助成対象事業の期間は、原則、当該助成事業の開始から6事業年度以内。

〔※7〕 助成率が「10/10以内」の調査内容のみの申請は認められません。

令和3年度助成金交付事業制度の主な改正ポイント

○手続きのオンライン化（押印見直し）

交付申請書等において、機構からは押印した書面は求めません。

申請受付は電子メールにて行います。

ただし、事業者側の事情（社内規程等）により押印が必要な場合は、押印された書類を提出しても差し支えありません。

⇒参考様式

○実施体制図の提出

経済産業省の調達ルール見直しに伴い、交付申請時だけでなく委託・請負契約を締結後速やかに実施体制図を更新して提出してください。

また、事業完了後の実績報告書には最終的な実施体制図を添付してください。

⇒公募案内 P11 IV 1. ③、参考様式

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名 【法人番号】	申請者との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A 【0000000000000000】	委託先	東京都〇〇 区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B 【0000000000000000】	外注先	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者C 【0000000000000000】	再委託先（事業者Aの委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者D 【0000000000000000】	再委託先（事業者Aの委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
事業者E 【0000000000000000】	再々委託先（事業者Cの委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照



経済産業省の新たな調達ルールについて

本事業は経済産業省が指定する「大規模間接補助事業」に該当し、新たに定められた経理処理の方法に対応する必要があります。

- 委託先を選定する際、グループ企業との取引であることのみを理由とした調達は認められません。
- 委託先において一般管理費を算定する場合は、特殊要因がある場合を除き、原則として8%が上限となります。
- 委託先は、自ら実施する事業を対象に一般管理費を計上することが可能です。委託先から再委託又は外注を行う場合には、その経費は一般管理費の算定対象から除いてください。
- 請負契約でも、精算条項を付して、委託契約と同様に精算処理が必要になります。
- 上記の運用は、委託先のみならず、再委託先(下請け)、再々委託先(孫請け)以降にも適用されます。その上位の発注者において徹底した管理をお願いします。
- なお、事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、事業に係る取引先(委託先以降も含む)に対して、機構又は経済産業省が現地調査等を行う場合もありますので、取引先においても証憑類等を提出できるよう、ご対応をお願いします。

⇒詳しくは、経済産業省補助事業マニュアル「11. 委託・外注費に関する経理処理」を参照

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojo_manual.pdf

第1回公募スケジュール

公募期間

第1回公募：令和3年2月15日（月）～令和3年3月5日（金）

交付決定予定日：令和3年4月1日（木）

※審査の状況等により、交付決定が遅れる場合があります。

※第2回以降の公募については、予算執行状況を踏まえ公表します。

【提出先、問い合わせ先】

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱統括部 助成金担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟2F

TEL:03-6758-8001（地熱統括部代表） FAX:03-6758-8087

メールアドレス:koubo-h07@jogmec.go.jp

手続きのオンライン化の観点から、申請受付は電子メールにて行います。

法令遵守の徹底をお願いします

(森林法・自然公園法違反事案)

◎ 事案の概要

- 平成29年度地熱開発助成事業により電磁探査（MT法）を実施した事業者が、探査機器を設置する場所の下草刈り（笹藪等）の際に、自然公園内及び国有林・道有林（保安林）内の立木を無許可で伐採。
- 森林法第34条第1項（都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。）
自然公園法第20条第3項（木竹の伐採は環境大臣、都道府県知事の許可が必要。）
- 入林許可証に「立木の伐採は行わないこと」と記載されているにもかかわらず、外注先（下草刈り事業者）に明確に伝達できていなかった。（⇒事業者の管理監督責任）

◎ JOGMECとしての対応

- 違法行為に関連する事業に関し、JOGMECとして助成金交付決定額を一部取消し処分とした。
- 平成30年度以降の助成金交付事業においては、以下を徹底。
 - ①助成金説明会等で事業者に対し再発防止を周知徹底。
 - ②作業実施体制の明確化とそれに対する審査の重点化。
 - ③関係官署への作業工程の事前説明の徹底。

【再発防止策】

平成29年度の地表調査事業において発生した違法伐採は、実務経験・関係法令の知識に乏しい職員の配置、関係者間の意思疎通不足など組織・体制の不備が大きな要因と考えられることから、再発防止策として申請事業者の組織・体制、主たる職員の実務経験・経歴、法令運用に関する規制当局との調整状況を確認できる書面の提出を求めることとし、その旨を実施細則、審査基準に明記。

安全管理の徹底をお願いします

令和2年度 地熱発電の資源量調査事業費助成金交付事業で、労働災害が発生しています。

発生月	事象
5月	掘削用パイプへ吊具を取り付け中、鉄棒で吊具を増締めしていたところ、増締めの勢いでパイプラックの転がり防止装置が外れてパイプが転がり落ち、右足首を打撲。
11月	ポリエチレン製給水配管のよじれをとるため、片端をクレーンで吊り、他端をレバーブロックで固定してバーナーで炙りながら伸ばした後、配管を降ろそうとした際に固定部が抜け、反動で跳ねた配管により顔面を強打し、まぶた裂傷等。

助成事業者および調査実施請負者においては、こうした事故が生じないように、外注先を含む作業の安全管理の徹底をお願い致します。

⇒ 万一事故が発生した場合は、JOGMECへ連絡をお願いします。